

令和6年度

菊川市立小笠南小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、以下のとおり定義する。

「いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット・SNSを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) 学校におけるいじめの実態

本校児童は、明るく元気で素直である。興味や関心のあることに一生懸命取り組むことができる。また、下級生の世話をしたり、一緒に遊んだりすることができる。さらに、黙々と掃除をしたり、すてきなあいさつをしたりすることもできる。

その一方で、些細なことでけんかになったり、自分の気持ちを上手く伝えられないで乱暴な言動をしたりする児童がいる。その際は教職員が該当児童に対し、冷静に自分を振り返らせたり、児童の気持ちに寄り添ったりしている。児童が適切に自己表現できる力をつけられるよう指導するとともに、一人一人の自己肯定感や自尊感情を高めていくことで、自分が大切なように他の人も自分を大切だと思っていることを指導している。

また、「いじめはどこの学校、どこの学級でも起こりうる」という危機感を常に持ち、日々の観察を怠らないようにする。

(3) めざす子供の姿

本校では、岳洋学舎共通「自信をもち 自分の力を発揮する子」を学校教育目標（めざす子供の姿）として掲げている。南小の子供のよさを生かし、挑戦していこうとする子供たちを支え・導く教職員の姿でありたい。

自己肯定感、人間関係形成能力、主体性、くらべる・つなげる・まとめる力、表現力これらの資質・能力を育てていく。豊かな関わりの中で、子ども達の対話を手段として、主体性と共に、他者を思いやる心や自らを大切に思う気持ちを育む。これにより、いじめを根絶できると考えている。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織体制

生徒指導（いじめ、不登校、問題行動）対策委員会の設置

(2) 主な構成員及び役割

【主な構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、該当担任

※ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
一等専門家を加える。

【主な役割】

基本方針の策定、児童理解、いいところ応援支援の在り方、
生徒指導が機能する授業のあり方の検討、
ふりかえり（いじめ）アンケートの分析、いじめに関する情報の引き継ぎなど

【構成員の役割】

校長…生徒指導対策委員会の招集、話し合いの最終決定

教頭…校長の補佐

教務主任…生徒指導対策委員会の日程調整

生徒指導主任…生徒指導対策委員会の進行

養護教諭…該当児童の出席状況、健康上の実態把握

当該担任…該当児童の問題行動の実態把握、保護者との連絡

スクールカウンセラー…教育相談等からの情報収集

スクールソーシャルワーカー…児童の取り巻く環境や状況に応じて、保健・医療・福祉等の関係機関との連携・調整

3 いじめ未然防止のための実施計画

(1) ふりかえり（いじめ）アンケートの実施（毎月実施）

各月の終わりに児童全員にアンケートをとることで、児童の気持ちを理解するとともに、子ども同士の関係をつかみ、指導や支援に生かす。
必要に応じて生徒指導対策委員会で事後の指導を検討する。

(2) 子どもの声調査の実施（年3回）

新たな不登校児童を出さないことを目的に、子どもの声調査を手がか

りに年間を通して取組の点検、見直しを行う。

(3) 生徒指導全体研修会の実施

研修会を計画的に実施し、児童の実態をつかむとともに、各学級でのいじめの防止や対応指導に役立てる。必要に応じて、個別の問題に対して、生徒指導対策委員会を開き、対応等への話し合いを持って指導に生かす。

**(4) 人間関係づくりプログラム、ソーシャルスキルトレーニングの実施
(岳洋学舎共通実施項目)**

年間4時間の学級活動の時間を「人間関係づくりプログラム」の時間とし、友だちとのより良い関係を築けるように、話の聞き方、自己表現の仕方、気持ちへの対応等について学び、他に思いやりを持った行動がとれる素地を養う。また、養護教諭立案のもと、朝のぐんぐんタイム(8:10~8:25)と学級指導の時間に年5回ソーシャルスキルトレーニングを行う。

(5) 褒め言葉シャワー、グッジョブカードの実施

児童の「自尊感情・自己肯定感」を高めるために、職員が児童のよいところを見つけ、賞揚する活動(グッジョブカード)を行い、学校生活の充実を図る。また、児童同士の「褒め言葉シャワー」の場を帰りの会などに設け、互いを認め合っていく。

(6) 特別の教科「道徳」を要とした教育活動

道徳の授業を中心にして、児童一人一人が相手を思いやる心を養うと共に、授業や行事、特別活動等あらゆる教育活動において、児童自らいじめ問題について考え、議論する活動や相手の立場を考えた行動がとれるように配慮する。

(7) ネットいじめ防止策と情報モラル指導の実施

児童によるネットいじめを未然に防ぐために、菊川市情報教育モデルカリキュラムを活用し、定期的に学級担任が中心となり、情報モラル指導を実施する。また、保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭の双方で情報モラル指導を行う。

【年間計画】

月	日	内 容
4	4	特別支援教育校内委員会①
	17	学びと心・体の話(ぐんぐんタイム)

5	10	特別支援教育校内委員会②
7	17	子どもの声調査①
8	1	生徒指導全体研修会（カリマネ会）
	5	校内就学支援委員会①
9	6	校内就学支援委員会②
11	8	校内就学支援委員会③
12	4	子どもの声調査②
2	4	特別支援教育校内委員会③
3	12	子どもの声調査③

ふりかえり（いじめ）アンケートは、年間5回実施する。

4 早期発見に向けて 地域・保護者との連携に関すること

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することが多い。そこで、学校・家庭・地域と連携することでいじめの早期発見に努めることとする。

- (1) 児童の声に耳を傾ける。(面談 ふりかえりアンケート 子どもの声調査 SCとの面談)
- (2) 児童の表情や行動に気を配る。(朝の健康観察 休み時間の過ごし方)
- (3) 保護者との情報を共有する。(家庭訪問 連絡帳の活用 学級懇談会)
- (4) 地域への情報発信をする。(学校だよりの配布 ホームページ 等)
- (5) 地域の人たちとの交流をする。(放課後児童クラブ 南の風教室 等)
- (6) スクールカウンセラーと児童、スクールカウンセラーと教職員とのパイプを太くする。

5 いじめを受けていると思われる情報を得た場合

(1) いじめ情報キャッチ

児童、保護者、職員、地域からの情報を得たら、直ちに関係職員に連絡し、詳しい内容について、本人ならびに関係する児童、保護者等に話を聞き、速やかに事実確認をする。その際、被害児童への配慮を十分に行う。

(2) いじめ問題記録の共有化

事実確認されたことは生徒指導対策委員会で話し合うとともに、指導に生かせるよう、共通化した記録（生徒指導対応記録）を作成する。内容は以下の項目とする。

- ア 日時、対応者、件名
- イ 事案の内容

- ・被害者氏名（学年、組、性別 等）
 - いじめの状況（いじめの事実の有無、いじめの態様、加害児童・周囲の子どもたち・保護者の状況、いじめの発端、いじめ発覚のきっかけ等）
 - ・報告状況（いつ、誰が、誰に、どのような内容で報告したか 等）
- ウ 対応
- ・対応及び対策内容（被害児童への対応内容、加害児童への対応内容、保護者への対応内容 等）

* 中学校への引き継ぎとして、中学校の学級編成に関わる重要事項（いじめ、クラスを離すレベルの児童間トラブルや保護者間トラブル、不登校）は、**スズキ校務の「日々の記録」→カテゴリー「生徒指導」の項目に入力する。3 / 31の日付けを選択し入力。発生日は文頭に記載する。**

（３）教育委員会への報告

緊急を要する場合は、速やかに報告する。緊急を要しない場合は、生徒指導月例報告において、毎月報告する。

（４）生徒指導対策委員会の開催

いじめに対して、関係職員を速やかに招集し、支援・指導ならびに対応について、協議検討し、全職員の共通理解のもと、速やかに実行に移す。

（５）継続的な支援・指導及び助言

一時的な対応に終わらないよう、必要に応じて、継続的な指導を行う。

- ア いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援
- イ いじめを行った児童等に対する指導またはその保護者に対する助言
- ウ 保護者と情報を共有し、保護者の理解・協力を得る。
- エ 学校内での様子について実態の経過観察を注意深く行う。
- オ 教育を受ける権利を保障するよう学習指導に配慮する。
- カ いじめが解消したあとも引き続き注意深く見守り、児童の心のケアにつとめる。

（６）いじめが解消している状態の把握

- ア いじめに係る行為が止まっている。
 - ・少なくとも3か月を目安とする。
- イ 該当児童が心身の苦痛を生じていない。
 - ・被害児童及び保護者と面談を実施する。

6 重大事態について

(1) 重大事態とは

- ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(いじめ防止対策推進法第28条第1号)
- イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき(いじめ防止対策推進法第28条第2号)
- ウ 児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったと申し立てがあつたもの。「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定)
 - * 被害者児童や保護者から「いじめによる重大な被害が生じた」と申し立てがあつたとき、その時点で学校が「いじめの事案ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告調査等に当たる。調査をしないままいじめの重大事態ではないとは断言しない。
 - * 個別の重大事態の調査に係る記録は、少なくとも5年間保存することが望ましい。

(2) 重大事態への対処

- ア 調査委員会の設置(市教委との連携による)
- イ 事実関係の把握
- ウ いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、必要な情報提供
- エ 支援指導の継続
- オ いじめの未然防止に向けた取組の見直し

作成 令和6年3月22日